令和６年度　視覚障がい生徒支援相談員（教科書等点訳支援）採用選考受験案内

大阪府教育庁

　令和６年度に大阪府立高等学校・中学校において、視覚障がいのある生徒、とりわけ点字による支援を必要とする生徒の学習指導上の支援業務に従事する非常勤職員を募集します。

１　応募資格

　　応募資格は、次の資格要件をすべて満たす者に限ります。

（１）教科用図書（教科書）・一般図書並びに広報物等の点訳・墨訳業務に従事した経験等が１年以上ある者（ボランティア含む）

（２）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者

（３）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

２　職務内容

　（１）勤務先の校長が指定する各種教材の点訳・墨訳資料の作成及び管理

（２）勤務先の校長が指定する点訳教材の点検

　（３）教職員に対する支援対象生徒の学習環境整備等に関する助言

　（４）その他、大阪府教育庁または勤務先の校長が必要と認めるもの

３　採用予定人数

　若干名

４　雇用期間

　　 採用決定日から令和７年３月31日まで

　　 ※ 詳細な勤務条件等については、「９　勤務条件等」を参照してください。

５　応募の手続

|  |  |
| --- | --- |
| （１）あて先 | 〒540-8571　大阪市中央区大手前２丁目  　 大阪府教育庁 教育振興室 高校教育改革課 教育改革推進グループ |
| （２）受付期間 | 令和６年12月27日（金）（必着）まで |
| （３）申込方法 | 長形３号封筒（12cm×23.5cm）の表に「点訳技術者申込」と朱書きのうえ、  「（４）提出書類」に示す①～②のすべてを同封し「簡易書留」で郵送してください。 |
| （４）提出書類 | ①は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課Webページからダウンロードしてください。  URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/koto_kaikaku/r06tenyaku/index.html>   1. 視覚障がい生徒支援相談員（教科書等点訳支援）採用選考申込書 2. 返信用封筒１枚（選考結果通知の送付のため）   　　（長形３号封筒（12㎝×23.5㎝）に84円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、○○方等詳しく記入）、名前を明記したもの） |

６　選考日時、場所、方法等

　（１）日時

　　　　　受験日時は、申込書に記載されているメールアドレス宛に別途通知します。

　　　　　（申込受付後、１週間以内に通知します。）

　（２）会場

　　　　 大阪府庁周辺（受験日時と併せて連絡します）

　（３）選考方法

　　　　 個人面接（１人15分程度）

　（４）選考基準（主な評価の観点）

・幅広い識見を持ち、主体的に支援対象の生徒を援助することができる。

・支援対象の生徒及び教職員からの相談に積極的に応じることができる。

・教職員と連携し、支援対象の生徒を組織的に支援することができる。

７　選考結果の通知

　　　面接実施後、１週間以内に受験者に対し結果通知書を発送します。

なお、電話での合否に関する問合せにはお答えできません。

８　採用までの手続き

　（１）選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、合格通知日から令和７年３月31日までです。

　（２）採用者には、別途通知します。

　　　　※採用候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

９　勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 条件付採用期間 | あり（条件付採用の期間は１月） |
| 勤務場所 | 大阪府教育庁の指定する大阪府立高等学校または中学校 |
| 身分 | 地方公務員法第17条及び第22条の２第１項１号に規定するパートタイムの会計年度任用職員 |
| 雇用期間 | 採用決定日から令和７年３月31日 |
| 報酬等 | 報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある  ○報酬額：154,380円（1週間につき29時間勤務の場合の月額）  ○交通費：勤務の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施  ○昇給、勤勉手当、退職手当：なし  ○期末手当：あり※  ※当該年度における任用期間が６月以上かつ勤務時間が週当たり15時間30分以上の者であり、次の①または②に該当するいずれかの者に限る。  　　①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者  　　②任用期間において、月ごとに平均した週当たりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者 |
| 勤務時間等 | ○勤務時間：週当たり29時間を超えない範囲とする  ※勤務曜日・日数及び時間は、採用予定者の状況等を踏まえ、府教育庁が決定します。  ○時間外勤務：なし |
| 休暇等 | ○年次休暇：6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与  ○特別休暇：あり（有給・無給） |
| 報酬等支払方法 | ○報　酬：月の１日からその月の末日までの期間について、その月の月額が17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日に当たるときは18日(その日が休日に当たるときは15日))に支給  ○交通費：月の１日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日）に支給 |
| 退職 | 任用期間の満了により退職 |
| 任用の更新 | 選考に合格した者については、再度の任用あり |
| 社会保険等 | 社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用あり  ただし、１週間の勤務時間が20時間以上で、31日以上の任用期間がある場合 |
| 災害補償 | 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。 |
| 服務 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用 |
| その他 | ○府教育庁による人事評価の対象  ○１年間の雇用期間で週当たりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |

11　注意事項

　（１）採用申込書等に虚偽の記載があった場合は、採用されません。また、採用候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

　（２）提出書類は、返却いたしません。

【参考】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）　–抜粋－

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《問合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高校教育改革課　教育改革推進グループ

電話番号　06－6941－0351（内線：3291）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：中川・新路